

平成31年(ワ)第16146号 損害賠償請求事件
東京地方裁判所 民事第37部A係 御中

意見陳述書

2019年10月17日

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田由紀子

2018年8月初め、東京医科大学がそれまでの入学試験において数年にわたり女子学生に対して、女子であるというその一点のみで、不正な得点操作を行い、女子の合格者数を少なくすることを続けていたことが発覚しました。この事態を受けて、文部科学省が医学部医学科を置く全国私立大学を対象として、「医学部医学科の入学選抜試験における公正確保にかかる緊急調査」を実施しました。その調査において、被告の実施した順天堂大学医学部入学試験における直近6年間の男女別の合格率の値が、男性9,16%に対し、女性が5,50%と男性合格率が女性受験者の合格率を大きく上回ることが判明しました。このことが報道されると、多くの人々はその不正行為に憤りました。中でも一番ショックを受けたのは、言うまでもなく当の受験生とその親たちでした。発する言葉も見つからず、呆然としたということではなかったかと思われまます。私その当事者であったら、あるいはその親であったらと思わずにはられません。その不当性への怒りをどう表現すればよいのでしょうか。人生の貴重な時間と努力を被告の不正行為によって奪われたのです。

日本では、大学入試は公正・公平に行われていると信じられておりました。大人の世界には様々な不正や不公平な出来事があったとしても、少なくとも大学入試に不正が行われるとは誰も考えてもみないことでした。それも個別の不正行為ではなく、あらかじめ女性差別をすることを意図してそのように入学試験の仕組みを組織的に作り上げることがあり得るとは、想像することもできないことでした。男女共学が当然である社会では、当事者である受験生は、入学試験の性差別による不正など想像することもありませんでした。すべての手続きが公平・公正に行われるという信頼が受験生たちの努力を支えるものでした。その信頼を支えにして若者は苛酷な受験勉強を闘ってきたのです。そのことは、大学受験を経験した大人は誰

も理解できるはずです。

しかも、今回の問題はあからさまな女性差別であります。日本でも 2006 年の男女雇用機会均等法の改正によって、直接差別に加えて間接差別が一定程度禁止されました。しかし、今回被告がおこなったのは、あからさまな直接差別でした。女性であるということだけで女性がさまざまに不利益を受けることは、男女の賃金差別などに残念ながら日常的にみられます。しかし、そのような女性差別を日常的に見てきた人々であっても、それがこともあろうに、大学入試で、女性の合格者を少なくするという明確な目的の下、何年にもわたり行われていたことに、衝撃を受けました。そこにあったのは、連綿と続く明らかな女性差別でした。この社会の底には、憲法学者・辻村みよ子教授の言葉を借りれば「永久凍土」ともいうべき女性差別の厚い層が牢固として横たわっていたのです。憲法施行後、71年を経過しているにもかかわらず、この「永久凍土」は、1ミリも溶けていなかった事実、原告をはじめ、人々は愕然とさせられました。

憲法13条、14条の定めた個人の尊重、性差別の禁止など、この国で大切にされてきた、あるいは大切にされるべきと認識されてきた、人権保障の原則は、被告にとっては、一片の考慮も必要としないことだったので。日本は、1985年に国連の「女性差別撤廃条約」を批准しており、この条約も日本社会を規律する法規範になっています。この条約10条a及びb項は、明確に女性に男性と同一の教育を受ける権利が保障されるべきことを定めております。

因みに、a項は、「あらゆる種類の教育施設における職業指導・修学の機会・資格取得のための同一条件の確保」を定めていますし、b項は、「同一の教育課程、同一の試験、同一水準の資格を有する教育職員と同一の質の学校施設・設備を享受する機会が確保されねばならない」とうたっております。この条項では男性と女性に与えられる教育はあらゆる面で「同一であるべき」としていることが重要です。被告は、この条約を知らなかったのでしょうか。そうであれば、それは、大学という教育機関としては大きな怠慢であったと非難されねばなりません。或いは、知っていながら無視をしたということでしょうか。いずれにしても被告の行ったことは、大きな非難に値することです。被告の行ったことは、一言の弁明も許されない不法なことであります。被告は、問題発覚後に独自の弁明を行いました。

それに納得した人はいなかったのではないのでしょうか。

明らかな性差別によって、不合格の結果を突きつけられた受験生の怒り、悔しさやそもそも差別的な試験を受けさせられたことへの憤りを適確に表すことのできる言葉は、ありません。今、ここでこう述べていても、受験生の女性たちのくやしさが思われます。

本件で原告となった女性たちは、それぞれの動機で医師となって病気の人々を助けたいとの深い志に支えられて、日夜勉学に励んできたのです。原告たちは、不合格の結果に接したとき、その志ごと否定されたと思ったでしょう。原告たちは、それでもその挫折を乗り越え、落胆しても、気を取り直してさらに勉学に励んできたのです。

原告たちは、被告順天堂大学の入学試験に向けて相当な努力を重ねて、試験当日を迎えたはずです。しかし、原告たちは、知らないうちに、女性であるというだけで差別される試験を受けさせられていました。この事実が明るみに出たとき、原告たちは、怒りを深め、その気持ちの持っていき場が見当たりませんでした。なぜ、こんな理不尽なことが、私に降りかかってきたのかと、悔し涙にくれた人がいたとしても、決して不思議ではありません。

被告は、いかなる正当化理由もあり得ない不正行為で、多くの若い女性たちの人生の大切な時間を奪いさり、その努力を踏みにじり、あるいはその自尊心を傷つけ、彼女たちに苦悩を強いたのです。被告の行ったこれらのことは、本来は金銭で償うことはできません。しかし、現在の法制度の下では、原告たちは、残念ながら損害賠償請求という形でしか、意思表示ができません。

今回の女性差別は、医師を養成する任務を負った大学教授たちによって行われましたが、そのことは、特に重大です。医師は、人の命を救うのが、仕事です。その仕事は、もっとも人権を尊重する仕事のはずです。今回の不正にかかわった大学教授らは、いわば、人権侵害行為の先頭にたっていたと非難されても致し方がありません。医療現場がどのようなものであろうとも、それを正当化するために若い受験生の夢が奪われ、努力が評価されないということは許されません。被告の中で意思決定権を握っている教授たちの人権意識がいかに貧しいものかが現れています。人の命を救うことを使命とする医師が、人権感覚の乏しい人々によって養成されるとは、

大いなる矛盾です。

今回の事件は、直接には被告の問題ですが、被告の事案の発覚を受けて、他の大学の医学部でも同様な女性差別入試が行われていたことが分かってきました。それ等の大学も女性差別の正当化理由を説明できませんでした。正当化できる女性差別などはあってはならないことですから、当然です。昨年までの入試が明らかな得点操作によっての女性排除であったことは、今年度の医学部入試での合格者が男女同数か、大学によっては女性の方が多という事実が証明しています。

原告たちは、裁判としては自分の救済を求めています。提訴することに伴う様々な困難と葛藤しながら、最終的には、女性差別は自分だけの問題ではないという理解の下に、今日を迎えました。原告たちは、自分たちが受けたような差別がなくなることを願っています。自分たちの身に起きた不当なことを見過ごさずに声を上げることが、女性差別の再発防止の一助になると考えて原告になった人もいます。

裁判所におかれましては、原告たちの正義—それは自分のためだけではありません—を求める気持ちをしっかりと受け止めて、それに応える裁判を行って下さることを求めます。